

## 要望手続きについて〔補足資料〕(建築・補修)

(※1/9～9/2 ページは「補助方針」、3/9～9/9 ページは「交付要望書作成の手引き」の説明です)

| 2022年度 補助方針      |   |
|------------------|---|
| 項目               | 注意事項の抜粋   |
| 手続きの流れ           | <p>(P.2) 3. 補助事業の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要望の手続きは、①と②となります。</li> <li>・ ④採否通知については、2022年3月下旬頃予定 → (P.8) 16. 採否の通知 参照</li> </ul> <p>なお、2022年4月に事務手続説明会を実施する場合、交付決定通知は事務手続説明会でお渡しする予定です。<br/>→ (P.8) 17. 補助事業事務手続説明会への出席 参照</p>  |
| 4. 補助事業の<br>実施期間 | <p>(P.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022年4月1日以降に事業を開始し、2023年3月31日までに完了することが原則です。</li> <li>・ 補助金として支払対象となるのは、<u>補助実施期間2022年4月以降に実施設計、入札、契約を実施した経費のみ</u>です。</li> </ul>  |
| 補助率と上限金額         | <p>(P.4) 6. 補助事業の補助率と上限金額</p> <p>※2 上限金額とは、<u>補助金額</u>の上限を表します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 施設の建築・補修においては、対象施設によって補助率、上限金額が異なります。</li> <li>→ 障害者グループホームの建築は(補助金は上限5,000万円、補助率3/4)です。</li> </ul> <p>例えば補助対象経費総額：66,667,000円 × 補助率3/4 = <u>50,000,000円</u> (補助金交付要望額)<br/>補助対象経費総額が上記金額を超える場合、8,000万 × 補助率3/4 = 6,000万円となり、<br/>補助金の要望額が5,000万円以上となります。<br/>その場合<u>上限が5,000万円</u>のため超えた分1,000万円は自己負担金となります。<br/>また、上限内であっても補助対象外の経費が含まれている場合、対象外分については自己負担となります。</p> |
| 同一事業             | <p>(P.6) 8. 補助の対象外となる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一事業において<u>国又は他の団体(他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体)</u>から補助を受けている場合は、補助の対象となりません。国は対象外ですが、市町村でしたら対象となります。</li> <li>→ 施設を2022年度に建築する際、その建設資金に国又は他の助成団体が含まれる場合は、同一事業に該当となり補助要望はできません。</li> </ul>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>交付条件</p>                             | <p><b>(P. 8-9)</b> 18～21. 交付条件の記載 【採択された方は交付条件となります】</p> <p>18. 補助事業である旨の表示</p> <p>19. 補助事業の実施内容及び成果の公表<br/>→競輪・オートレースの補助事業であることの積極的な公表をお願いしております。</p> <p>20. 補助事業の評価<br/>→アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査等にご協力いただく場合があります。</p> <p>21. 情報公開の実施<br/>→ホームページでの公開を推奨しております。※必須事項ですので、必ずご確認ください。</p>  |
| <p>補助の対象となる事業</p>                       | <p><b>(P. 14～18)</b> 補助の対象となる事業についてはどのメニューでご要望されるかをご検討ください。<br/>・事業メニューに「施設の建築」、「施設の補修」とありますので対象となる事業を確認してください。</p>   |
| <p>事業経費の基準</p>                          | <p><b>(P. 24～27)</b> I. 施設の建築及び補修</p> <p>(1) 施設の<b>建築</b>(新築)<br/>→更地に新築が対象です。<br/>増改築(新築の建物に渡り廊下等で既存の建物につなげる場合)、は対象とはなりません。</p> <p>(2) 施設の<b>補修</b><br/>→補修の対象事業は<b>競輪とオートレースの補助事業</b>により建てられた施設で<b>15年以上経過している施設</b>が対象です。<br/>対象となる事業は<b>(P. 27)</b> 4. 施設の補修基準を参照ください。<br/>他の団体(他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体)で建てた施設は対象とはなりません。<br/>補助の対象とならない経費はP24 枠内の下部を参照<br/>※以下の経費は対象外となります。の記載①～④をご確認ください。<br/>対象外の例：④付帯設備費のみの経費……防火シャッター等は対象とはなりません。</p> |
| <p>1. 建築基準単価<br/>2. 付帯設備単価<br/>(新築)</p> | <p><b>(P. 24～25)</b></p> <p>1. (注3)①実際の単価が単価表より低い場合は、その実際の単価によります。<br/>実際の単価が上回る場合は単価表の基準単価となります。<br/>②基準単価に含める費用は設計・工事監理費や給排水衛生設備、換気、電気、ガス等建物の機能に必要な不可欠な経費です。方針②を参照してください。</p> <p>2. 付帯設備基準単価 スプリンクラー設備<br/>通常スプリンクラーの単価は9,200円です。広範囲・大型のスプリンクラーの場合単価は14,500円です。<br/>設置するスプリンクラーの種類をご確認ください。</p>   |

2022年度版 公益事業振興補助事業の交付要望書作成の手引き

I. 要望申請にあたっての注意事項

(P.1)

・ 要望の流れは、**1. 事業者登録** → **2. インターネット申請** → **3. 書類の郵送** それぞれ**期限厳守**です。

1. 事業者登録・・・平成29年（2017年）度以降の補助事業において登録済の場合は不要です。
2. インターネット申請・・・「**2022年度版 交付要望 ネット手続きガイド**」を参照してください。
3. 書類の郵送・・・簡易書留で提出して下さい。（受理証明を発行しない為、配達状況については法人様にてご確認ください）  
書類は全てA4片面印刷とし、設計図などA3版の書類はA4サイズに折ってください。  
書類の紛失防止のため2つ穴を空け、綴じ紐で綴じてください。

(6) 建築について

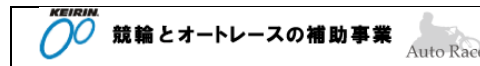
(P.2)

①～⑤を参照ください。

- ・ ①要望できる施設は1施設です、②取得建物は所有権の保存登記をしてください。
- ③土地と建物は借入の担保に供してはなりません（福祉医療機構からの借入はその限りではありません）
- ⑤入居者安全に資するスプリンクラー等設備設置を推奨します。

【申請に必要な書類】

(P.4)



- ① 要望書類・・・「競輪とオートレースの補助事業」HPから**2022年度下書きシート**をダウンロードし、データを入力後、**事業者フロント**でアップロード⇒**確定すると作成される書類**です。⇒(P.16～20)
- ② 関連書類・・・「○印」のある書類は必要な書類です。（該当書類はHPからダウンロードして取得してください）
- ③ 添付書類・・・紙ベースでのみ提出する書類です。  
「反社会的勢力でないことの誓約書」と(P.41)の添付書類一覧表はHPからダウンロードして確認してください。

II 要望書類の作成について

(P.5～6)

下書きシートについて

☞下書きシートを使わず、直接入力の方法もありますが、入力が多岐にわたるため「シート」の利用を推奨します。」

- ・ 下書きシートは「**基本情報**」と「**事前計画**」の2種類があります。必ず**2022年度版**を使用して下さい。HPよりダウンロード可能です。 ホーム⇒補助申請について「2022年度補助事業」の申請はこちらから ⇒②補助申請「下書きシート」ダウンロード⇒【機械・公益】2022年度 JKA 補助事業申請内容下書きシート (zip) <https://hojo.keirin-autorace.or.jp/shinsei/shinsei.html>

1. 下書きシート  
(基本情報)

1. 下書きシート「基本情報」について

1 発翰番号・・・法人固有の番号、システムの初期値に「号」が入っているので、「号」の入力は不要です。  
→「2022年度版 交付要望 ネット手続きガイド」 P99 のNo.48 を参照。

17～23 連絡先・・・実際に事務に携わる担当者の方(JKA からの問合せに対応できる方)の情報を入力してください。

(P.7～8) 補助事業名・事業コードについて

・システムで「基本情報」を入力する際に必要です。

交付要望 ネット手続きガイド P36 参照してください。

事業者フロント にログイン⇒◎補助事業の選択⇒下書きシートのアップロード

◎補助事業の新規登録画面で目的の補助事業名を選び「選択」をクリックしてください

「事業経費比較表」でもこのコードを使用します。

※ 事業コードを間違えると修正ができません。全て最初から申請のやり直しが必要となるのでご注意ください。

・(公益の増進)の事業コード表から選択 ⇒ 要望の事業に該当する事業名 ⇒ 種別【建築】の事業コードを選択  
(社会福祉の増進) ⇒ 種別【補修】の事業コードを選択

2. 下書きシート  
(事前計画)

(P.10)

・補助事業の審査はこの「事前計画」に記載された内容を基に行います。

・簡潔にわかりやすく、過不足なく情報を盛り込んでください。

(P.11～14)

2 事業項目名・・・P7～8 で選択した事業コードの補助事業名と同じにしてください。

3～4 事業形態・・・P15 を参照し建築は「C」、補修は「D」を選択し該当する詳細コードを選択してください。

5 事業費総額・・・システムの都合上、入力不可。

6 補助対象経費総額・・・「事業経費比較表」P25. P27 で該当する数字と一致していることを必ずご確認ください。

7 補助金交付要望額・・・ " (6と7は千円単位で記入してください)

8 種別・・・建築・補修は全て新規となりますので必ず(1)新規を選択してください。

9～22・・・入力不要ですが、14 委託事業と 17 委託調査の有無は「無し」を選択してください。

23～29・・・採択の審査に重要な項目ですので、簡潔で分かり易い内容を過不足なく記入してアップロードして下さい。

27・・・事業内容は色のついている下記の例のとおりに入力してください。

30 実施場所・・・建築・補修を実施する場所(実施場所の名称と住所の番地まで)を記載してください。

法人本部の住所ではありません。補修の方は施設名も記入してください。

3. インターネットによる申請でダウンロードできる申請書類

Ⅲ 関連書類の作成について

1. 事業者の概要(3)  
(収支決算・予算)

2. 補助事業の概要  
(事業の実施予定表)

施設の建築 の記入例

- ・障害者グループホームの新築、定員10名 ・鉄骨造2階建て1棟、床面積 265.5㎡
- 付帯設備 ・暖冷房設備設置面積245.5㎡ ・エレベーター設備 1基
- ・合併処理槽設備△人用BODOOPPM
- ・スプリンクラー設備 設置面積194.0㎡
- ・実施場所名称:グループホーム DREAM 住所:東京都〇〇区〇〇1-2-3

施設の補修 の場合

工事箇所の具体的な補修工事計画を記入してください

- ・施設名、実施場所名 : □□□□
- ・住所: 東京都〇〇区〇〇1-2-3

(P.16~20)

- ・要望書類は **事業者フロント** から申請をして入力すると、見本の該当部分に入力した内容が反映されます。
- ・事前計画の49項目全てを入力し、「下書きシート」をアップロード(シートの送信)を行うとこちらの完成した書類がダウンロードできるようになります。確認がとれたら表紙の※2は**登記された印**を押印してください

(P.21)

**ダウンロードフォーム**

⇒「競輪とオートレースの補助事業」HPよりダウンロードして作成して下さい。

1. 事業者の概要(収支決算・収支予算の概要)

法人の過去3年の決算書(又は資金収支計算書)と2021年度の予算書から転記し作成して下さい。  
法人格が社会福祉法人は貸借対照表3.正味財産の欄に、純資産の額を記入してください。

施設単位ではなく**法人全体**の決算書を記入してください。

(P.22)

2022年4月から一年間の事業スケジュールを作成してください。

《施設の建築・補修》

2022年4月以前に実施している**許認可申請や実施設計、農地転用許可申請、開発行為申請等**は⇒矢印表記ができない為下記のように**( )** **加工書き**で記入してください。

記入例にある項目は事業で必ず実施となりますので、漏れのないように記入してください。

|             |           |
|-------------|-----------|
| ・許認可申請、基本設計 | (〇〇〇〇年〇月) |
| ・実施設計       |           |
| ・建築確認申請     |           |
| ・入札・契約      |           |
| ・工事         |           |
| ・検査・引渡し     |           |

3. 補助事業の概要  
(事業経費比較表)

(P. 25~27) (全て税込みで作成してください)

入力手順は、P26に注意事項として記載されています。★下線太字①~⑥の手順どおりに作成してください。  
番号どおりでないと、数式が反映されません。

(注1)コードを選択すると「補助率」が自動的に表示されます。

(注2)全て空欄にしてください。

(注8)合計欄の(D)列一番下『補助金交付要望額』と(F)列一番下『補助対象経費総額』が、  
P11のNO. 6、7の金額と一致しているか(逆になっていないか)必ず確認してください。  
→P11のNo. 6、7の金額は訂正できません。

【②施設の<sup>けんちく</sup>建築の事業経費比較表作成(記入例)】について

(注4)建築費の算出基礎 = (建築工事見積総額 - 付帯設備工事費) ÷ 延べ面積 = 1㎡当たりの実単価  
延べ面積 = (イコール)実面積です。小数点第2位までを記入

【③施設の<sup>ほしゅう</sup>補修の事業経費比較表作成(記入例)】について

★下線太字①~⑥の手順どおりに作成してください。番号どおりでないと、数式が反映されません。  
設計・監理費と補修工事費は分けて記入してください。

IV 添付書類について  
4. 施設の建築・  
補修を要望する場合  
「添付書類一覧表」

(P. 41) **ダウンロードフォーム** ⇒ 「競輪とオートレースの補助事業」HPよりダウンロードして作成して下さい。

[書式あり]

トップページ⇒補助申請について「2022年度補助事業」の申請はこちらから

⇒③補助申請「関連書類・添付書類」ダウンロード

⇒【公益】2022年度 施設の建築・補修(zip)

<https://hojo.keirin-autorace.or.jp/shinsei/shinsei.html>

※要望書郵送の〆切日は2021年10/4(月)PM17:00必着です。間に合うようにお送りください。

添付の書類が整わない場合はいつ頃提出できるかを記入の上、揃っている書類を先に郵送ください。

ただし審査までに届かない場合は書類の不備となります。

☞建築・補修の添付書類は、次ページ一覧にあるとおり多くの資料を揃えていただきますが、  
審査での円滑な確認や書類の紛失防止のため、インデックスを貼るなどして分かりやすく作成してください。  
インデックス用の用紙を挟む必要はありません。資料に直接貼っていただいても構いません。

| 添付書類一覧表 |   |
|---------|---|
| 添付書類番号  | 書 類 名   |
| 1       | 法人の履歴事項全部証明書(発行から3ヶ月以内の <b>原本</b> )最寄りの登記所等で発行してください。   |
| 2       | 定款又は寄附行為  |
| 3       | 役員及び会員名簿  |
| 4       | 意見書( <b>原本</b> )[ <b>書式あり</b> ]<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会福祉の増進」事業で要望する場合は添付が必要です。・所轄庁にご記入いただきますようお願いいたします。</li> <li>・所轄庁とは法人の設立時に認可を受けた都道府県や市です。行政によって手続方法も異なる可能性もありますので確認をしてください。</li> <li>・当該法人の JKA 補助金にて要望しようとしている建築事業について記載ください。</li> <li>・要望書提出までに間に合わない場合は「意見書が発出され次第、速やかに提出する」旨の確約書を提出してください。</li> </ul>   |
| 5       | 「障害者地域活動拠点施設」の補助金交付要望に係る提案書( <b>原本</b> )[ <b>書式あり</b> ]<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する法人のみ添付してください。P45 ※1～※3もご確認ください。</li> </ul>   |
| 6       | 法人認可書<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・法人設立時に所轄庁に認可され発行されたものです。NPOの場合は設立認証書です。</li> </ul>   |
| 7       | 建築する土地の全部事項証明書(発行から3ヶ月以内の <b>原本</b> )<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・寄付等で申請時までに土地の全部事項証明書と公図が間に合わない場合は、分筆前のものを提出してください。その際該当箇所や、分筆後の全部事項証明書、公図をいつ頃送付できるか詳細を記載してください。全部事項証明書は原本をご提出ください。</li> </ul> 土地を使用する権利を証する書類<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・3.借地の場合:期間 10 年に満たない場合、要望の段階では現在の契約書の他にその後も契約更新する予定の確約書を添付してください。</li> </ul> 土地(敷地)の全体面積の明示及び公図(当該敷地を赤で囲む)、地積測量図等<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・公図とは法務局発行の「地図に準ずる図面」です。</li> </ul> 補助事業計画敷地に関する調書[ <b>書式あり</b> ]<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・内容は建築士に記入をしてもらい記名押印し、法人も記名押印してください。</li> </ul> |
| 8       | JKA補助金以外の裏付書類<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・自己負担金の裏付資金を証明するものです。</li> <li>・1.残高証明書は公示日 7/1 以降～要望提出以前の日付です。</li> <li>・補助要望の申請段階では融資(予定)証明書が発行できない銀行がありますが、借入申込書では銀行側が貸す意思(予定)があるかの状況は分からないため裏付け書類とは認められません。</li> <li>・福祉医療機構の融資を受ける場合の償還計画表は、機構との融資相談後のものを作成ください。(償還財源は法人で決めた財源を記入ください)</li> </ul>  |

|                     |    |  |
|---------------------|----|--|
| 添付書類一覧表<br>No. 9～16 | 9  | 借入金に関する一覧表<br>・法人全体の借入金です。建築する対象施設の借入金ではありません。現在までの借入金一覧表を作成してください。  |
|                     | 10 | 建築工事見積書〔書式あり〕<br>・設計事務所は法人で選定できますが、設計・監理者は独立した建築士事務所としてください。<br>工事請負業者(住宅メーカー含む)の設計部門であるものは認められません。<br>・2の工事名は実際に建築される施設の種類や施設名です。<br>決定していない場合は(仮称)として仮施設名を記入してください。<br>・JKA 書式の工事費内訳書の項目は増やさずに記入してください。<br>補修の場合も建築工事見積書〔書式あり〕を使用してください。<br>・見積り参考資料(積算資料、業者見積等)も添付してください。 |
|                     | 11 | 建物面積の内訳表〔書式あり〕<br>・建物面積の内訳表〔合計㎡〕と、P41 添付書類 10 建築工事見積書の 5(2) 対象工事の〔延べ面積㎡〕が一致するか確認してください。<br>一致しない場合は、建物面積内訳表【1階、2階】の延べ面積の合計㎡を、算出の基礎としますが、延べ面積が変更になると【基準単価×延べ面積＝補助金対象経費】の算出も変わり、補助金要望額が査定で減額となる例もあります。   |
|                     | 12 | 当該敷地の写真(全景、敷地境界、接道部等)<br>・どの方向から撮影した写真か、地図等に矢印を記載してください。   |
|                     | 13 | 現況写真(建物全景、当該部)<br>・補助標識が確認できるように写してください。   |
|                     | 14 | 建築設計図(案内図、配置図、求積図(建物)、(内装・外装)仕上表、平面図、立面図、断面図)<br>・設計図などはサイズをA3版等とし数字が読みとれる縮尺で提出してください。<br>・要望段階では基本設計の設計図です。<br>(実施設計は交付決定後4月1日以降となります。4/1以前は補助の対象とはなりません)<br>・断面図は2面で結構です。平面図や立面図等に仕上げの記載がある場合、仕上表は省略も可。  |
|                     | 15 | 補修設計図(案内図、特記仕様書、(内装・外装)仕上表、配置図、現地調査図、数量表)<br>・補修対象の建物および補修箇所の該当部分を、図面で(現状と補修内容を分かりやすく比較対照しながら)示してください。<br>・現地調査図は現地において所有者立会のもと調査確認をしてください。(現地の状況の確認)<br>・数量表は補修箇所の面積や数量をまとめた表です。  |
|                     | 16 | 付帯設備設計図(暖冷房等、合併処理浄化槽、スプリンクラー、昇降機仕様)<br>・要望時の計画による工事見積書に基づき算出してください。<br>(実施設計は交付決定後4月1日以降となります。4/1以前は補助の対象とはなりません)<br>・暖冷房設備: 建築平面図に設備機器(屋内、屋外機)をプロットし、機器一覧表(仕様、台数など)を記載してください。<br>床暖房の設置面積は、床暖房対象部分の面積で、部屋の面積ではありません。  |



|                            |                          |  |
|----------------------------|--------------------------|--|
| 添付書類一覧表<br>No.16～その他       |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スプリンクラー設備: 建築平面図に SP 機器とヘッダをプロットし警戒範囲線を記載し、SP システムの仕様も記載してください<br/>SP 設置面積の算出は SP 設備を設置することで散水が届き消火可能な面積です。<br/>未警戒部分は対象外です。</li> <li>・エレベーター設備: 平面図に記載し、メーカーの仕様図面を提出してください。</li> <li>・建築費だけで上限に達している場合や付帯設備費の分を補助要望していない場合であっても、建築する建物の概要を確認するため添付をお願いします。</li> </ul> |
|                            | 17                       | 尿尿浄化槽の JIS A3302 による処理対象人員算定書  |
|                            | 18                       | 補助対象施設の JKA 補助の実績〔書式あり〕<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・補修を要望する法人のみ提出してください。</li> <li>・補助金交付決定額⇒交付決定を受けた金額です。<br/>補助金確定額⇒事業完了後に調査を受け、補助金額の確定通知を受けた金額です。</li> <li>・補助金交付決定された当時の書類を紛失した場合は、帳簿等からできるだけ項目を記入してください。</li> </ul>   |
|                            | 19                       | 現状図(配置図、平面図、立面図、断面図〔2面〕、仕上表)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・増改築している場合は、増築部分を分かりやすく示してください。</li> </ul>  |
|                            | 20                       | 既存建物が建築基準法及び関連法に適合した建物であることが確認できる書類(写)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築確認済証」「検査済証」等を添付してください。</li> </ul>   |
|                            | 21                       | 建物の定期検査・報告制度による検査報告書(写)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する建物である場合、過去2回分の報告書を添付してください。</li> </ul>  |
|                            | 22                       | 建物の全部事項証明書(発行から3ヶ月以内の原本)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の所有者の確認をします。</li> </ul>  |
|                            | 23                       | 反社会的勢力でないことの誓約書〔書式あり〕<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑は法務局に登録されているものをご使用下さい。</li> </ul>   |
|                            | その他                      | その他(本財団が提出を求めたもの)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・更生保護施設を要望する場合は、建築予定に関する近隣住民、地元との協議状況または結果の記録を押印の上添付してください。P45 注 14</li> </ul>   |
|                            | (P. 55～57) V 補助事業の評価について |  |
| (P. 62) vi 実施内容及び成果の公表について |                          |  |